

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案(衆第一 号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、保護観察に付された執行猶予者の現状にかんがみ、転居又は七日以上の旅行に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、保護観察に付された者が、住居を移転し、又は七日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けなければならない。

二、保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

三、保護観察所の長は、二の特別の事項を定めるときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもって、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。